

「成立前保険料のコンビニ払込票」がひまオンで

作成・印刷できるようになります！(2/25から作成開始)



既契約だけではなく、新契約時にもコンビニ払込票の作成ができるようになりました！

1. 入金種別が増えます！

コンビニ払込票が作成できる入金種別は以下の5つです。

1. 成立後保険料
2. APL、AET取消
3. 復活保険料
4. 内容変更
5. 成立前保険料

2. こんなメリットがあります！

- ◆「団体扱契約」や「口座振替扱契約(責任開始期に関する特約付加ありの場合を含む)」等、クレジットカード払を除くすべての払込経路(下記作成対象外のケースを除く)で作成可能！
- ◆土日祝に払込手続きいただいた場合も、「払込みが完了した日」が領収日となります！

3. 作成画面は成立後保険料と同じ、「保全」タブです！

4. 対象外のケースにご注意ください！

ひまわりオンラインで設計し、ペーパーレス手続きを完了、もしくは申込書作成を完了している契約がコンビニ払込票作成対象となります。以下の場合は、成立前保険料のコンビニ払込票を作成できません。

- ①申込番号が採番されていない段階 ②手書き申込書を使用している場合（一括契約含む）

※その他、以下の場合も対象外となります。

払込金額が30万円を超えるもの・払込経路がクレジットカード払・第1回保険料充当金の収納方法を給与天引き(1Pチェックオフ)としているもの



損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社